

## 浜松市立内山真龍資料館に係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市立内山真龍資料館条例（平成17年浜松市条例第256号。以下「条例」という。）に基づく申請等に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市立内山真龍資料館条例施行規則（平成18年浜松市規則第121号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (入館の制限に係る審査基準)

第3条 条例第6条第4号に規定する「管理上必要な指示に従わない者」とは、資料の収集・展示目的やその思想、信条等に反対する者で、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある者、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある者をいう。

### (観覧料の後納に係る審査基準)

第4条 条例第7条に規定する「その他市長が特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 国又は地方公共団体が観覧料を納付する場合
  - (2) 市内の小学校、中学校又は幼稚園以外の学校が観覧料を納付する場合
- (観覧料の減免に係る審査基準)

第5条 条例第8条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号の定めるものとする。

- (1) 相当施設機関の職員で、その運営を調査する者 免除
- (2) 大学及びその他研究機関で学術調査研究する者 免除
- (3) 学校教育の関係者（職務上必要とする者に限る） 免除
- (4) 小学生、中学生及び高校生（準ずる者を含む）の団体の引率者 免除
- (5) 幼稚園児及び保育園児の団体の引率者 免除
- (6) 市が主催する講座等の受講生の引率者 免除
- (7) 行政視察等の視察者及び引率者 免除
- (8) 市が主催する施設めぐり事業の参加者及び引率者 免除
- (9) 団体に同行する交通機関又は旅行業者の関係者 免除
- (10) 観光者を案内する観光ボランティアの会会員 免除
- (11) 市長が必要と認めて発行する招待状を提示した者 免除

### (観覧料の還付に係る審査基準)

第6条 条例第9条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、天災、事

故等の不可抗力により観覧できなかつた場合で、全額還付とする。

( 観覧の許可基準 )

第 7 条 規則第 4 条第 6 号に規定する「市長が必要であると認める事項」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 申請者の身分が明らかとなるもの。

(2) 大学生等の場合、教授等の紹介状。

2 規則第 5 条第 6 号に規定する「管理上必要な指示に反する行為」とは、第 3 条に規定する場合をいう。

( 標準処理期間 )

第 8 条 次に掲げる申請等があつた場合は、申請日から 7 日以内に処理を行う。

(1) 条例第 7 条ただし書きの規定による観覧料の後納の申請

(2) 規則第 3 条第 2 項の規定による観覧料の減免の申請

(3) 条例第 9 条ただし書きの規定による観覧料の還付の申請

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。